

3 3) 品目名：改良土

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環告第 4 6 号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。 (1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン (2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質 3 原材料として、焼却灰・ばいじん・汚泥・ガラスくずを使用する製品は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 1 1 年環告第 6 8 号）に関し、土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。
規格に関する基準	1 コーン指数 8 0 0 k N／m² 以上とする。 2 秋田県土木工事共通仕様書第 2 編第 2 章第 1 節土 2-2-1-1 を満たすこと。
循環資源の配合率	循環資源が、建設発生土の場合は、国土交通省「建設汚泥処理土利用技術基準」に規定する第 3 種及び第 4 種とする。 原材料として循環資源を 1 0 0 %（重量割合）使用していること。（固化材等の副資材を含まず。） ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。

平成 2 7 年 8 月 6 日制定

令和 3 年 3 月 1 5 日改定

令和 7 年 9 月 3 日改定